

平成 22 年 10 月 15 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】

『終身介護保障保険（低解約返戻金型）・介護一時金特約』の発売 『通減定期保険・通減定期保険特約』への『優良体・非喫煙者割引特則』の適用について

ソニー生命保険株式会社（社長 於久田 太郎）は、平成 22 年 11 月 2 日より新商品『終身介護保障保険（低解約返戻金型）・介護一時金特約』を発売します。割安な保険料の介護保険を追加することで、より幅広いお客さまのニーズにお応えすることができるようになります。また、『優良体・非喫煙者割引特則』を『通減定期保険・通減定期保険特約』へも適用します。これにより、健康状態・喫煙状況などが当社所定の基準を満たすお客さまについては、より割安な保険料でご加入いただけるようになります。

『終身介護保障保険（低解約返戻金型）・介護一時金特約』について（詳細は別紙①）

- 死亡保障および解約返戻金を設けない（または基本介護年金額と同額にする）ことで、現行商品より割安な保険料で介護保障をご準備いただけます。

『通減定期保険・通減定期保険特約』への『優良体・非喫煙者割引特則』適用について（詳細は別紙②）

- 『優良体・非喫煙者割引特則』は、家族収入保険および家族収入特約（生活保障特則を含みます）のみ適用されていましたが、これを『通減定期保険・通減定期保険特約』へも適用します。

『終身介護保障保険（低解約返戻金型）・介護一時金特約』について

◆発売の背景

当社では平成18年11月より、高齢化社会の進展にともなう要介護者数増加により、介護保障ニーズに対応する商品として、『5年ごと利差配当付終身介護保障保険』およびその専用特約である『5年ごと利差配当付介護一時金特約』（以下、現行商品）を販売しています。

現行商品は公的介護保険制度の要介護2以上の状態になった場合に、介護一時金および介護年金をお支払いするとともに、お客さまが要介護状態にならずに死亡した場合の死亡給付金や解約した場合の解約返戻金をお支払いするタイプとなっております。

しかし、近年になって「少子高齢化」「核家族化」などの環境の変化がより一層進んだことで、社会に「介護への自助努力」の必要性が認知されつつあり、比較的低廉なコストで介護に特化した保障を確保したいというお客さまの声も聞こえてきました。そこで今般、このようなお客さまのニーズに応えるべく平成22年11月2日より死亡保障および解約返戻金を抑えた無配当タイプの『終身介護保障保険（低解約返戻金型）』『介護一時金特約』を販売することとなりました。

これにより、介護保障にあわせて死亡保障や解約返戻金なども重視するお客さまは現行商品を、保険料の負担を抑えながら介護保障を確保したいお客さまは新商品をというように、お客さまのライフプランやニーズにあわせて商品をご選択いただくことが可能になります。

◆終身介護保障保険（低解約返戻金型）

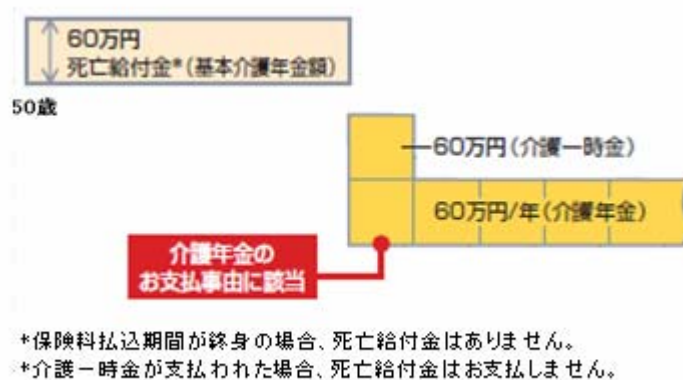
1. 商品の仕組み及び特徴

- (1) 一生涯を通じて保障を確保できます。
介護保障は一生継続しますので、「いざというときに保障がなかった…」というようなことはありません。
- (2) 割安な保険料の終身介護保障保険です。
死亡保障と解約返戻金を抑え、配当金がないぶん保険料が割安となっている終身介護保障保険です。
- (3) 要介護状態になられたときに、必要となる資金の準備ができます。
要介護者ご自身またはご家族の収入の減少や、公的介護保険の自己負担分の補填資金としてご準備いただけます。被保険者が公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態*になられたときに介護一時金および介護年金をお支払いします。介護年金は支払事由に該当している限り生涯にわたりお支払いします。
*被保険者が満 65 歳未満のときに当社所定の要介護状態に該当した場合も含まれます。
■介護一時金のお支払い額は基本介護年金額と同額です。（お支払は1回のみ）
- (4) 高度障害状態・身体障害の状態などになられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。
被保険者が以下のいずれかの事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要となります。
 - 病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたとき
 - 不慮の事故により事故日から 180 日以内に所定の身体障害の状態になられたとき
 - 介護一時金のお支払事由に該当し、かつ、介護一時金の免責事由に該当しないとき

ご契約例

- 被保険者 50歳 男性
- 基本介護年金額 60万円
- 死亡給付金額 60万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 70歳
- 個別扱月払保険料 9,780円
- 保険料は年齢・性別により異なります。
- 公的介護保険制度が変更された場合、お支払事由の変更を行うことがあります。

<仕組図>



2. 保険料例

(1) 種目：60歳払込、基本介護年金額：600,000円、個別扱月払保険料の場合

項目	新商品	現行商品	新商品	現行商品
契約年齢	40歳		50歳	
介護一時金額	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
介護年金額	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
死亡給付金額※	600,000円	3,000,000円	600,000円	3,000,000円
男性	8,160円	13,440円	18,120円	27,780円
(対現行商品)	60.7%	—	65.2%	—
女性	11,520円	15,000円	25,800円	30,960円
(対現行商品)	76.8%	—	83.3%	—

※新商品：終身介護保障保険（低解約返戻金型）の死亡給付金額は、介護一時金が支払われた場合は、0となります。

※現行商品：5年ごと利差配当付終身介護保障保険の死亡給付金額は、介護一時金、介護年金の支払いに応じて減額されます。

(2) 種目：終身払込、基本介護年金額：600,000円、個別扱月払保険料の場合

項目	新商品	現行商品	新商品	現行商品
契約年齢	40歳		50歳	
介護一時金額	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
介護年金額	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
死亡給付金額※	0円	3,000,000円	0円	3,000,000円
男性	4,080円	8,220円	6,000円	11,520円
(対現行商品)	49.6%	—	52.1%	—
女性	5,640円	8,580円	8,280円	11,700円
(対現行商品)	65.7%	—	70.8%	—

※現行商品：5年ごと利差配当付終身介護保障保険の死亡給付金額は、介護一時金、介護年金の支払いに応じて減額されます。

◆介護一時金特約

1. 商品の仕組み及び特徴

- (1) 一生涯を通じて保障を確保できます。
保障は一生涯継続しますので、「いざというときに保障がなかった…」ということはありません。
- (2) 要介護状態になられたとき、一時金が確保できます。
被保険者が公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態*になられたときには特約介護一時金をお支払いします。
- *被保険者が満 65 歳未満のときに当社所定の要介護状態に該当した場合も含まれます。

<仕組み>



2. 保険料例

(1) 種目：60歳払込済、特約介護一時金額：1,000,000円、個別扱月払保険料の場合

項目	新商品	現行商品	新商品	現行商品
契約年齢	40歳		50歳	
特約介護一時金額	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
男性	1,530円	2,940円	3,410円	6,170円
(対現行商品)	52.0%	—	55.3%	—
女性	2,140円	2,960円	4,840円	6,190円
(対現行商品)	72.3%	—	78.2%	—

※保険料は年齢、性別により異なります。

(2) 種目：終身払込、特約介護一時金額：1,000,000円、個別扱月払保険料の場合

項目	新商品	現行商品	新商品	現行商品
契約年齢	40歳		50歳	
特約介護一時金額	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
男性	830円	1,560円	1,240円	2,110円
(対現行商品)	53.2%	—	58.8%	—
女性	1,060円	1,590円	1,570円	2,140円
(対現行商品)	66.7%	—	73.4%	—

※保険料は年齢、性別により異なります。

『逋減定期保険・逋減定期保険特約』への『優良体・非喫煙者割引特則』の適用について

◆適用の背景

当社では平成21年11月より、家族収入保険および家族収入特約（生活保障特則含む）について、『優良体・非喫煙者割引特則』を適用しましたが、これまで以上にお客さまに合理的な保険料でご加入いただけるよう、類似した商品である『逋減定期保険および逋減定期保険特約』についても、『優良体・非喫煙者割引特則』を適用します。

なお、現行の逋減定期保険（喫煙リスク区分型）および逋減定期保険特約（喫煙リスク区分型）は優良体・非喫煙者割引特則の取扱開始に伴い販売停止となります。

1. 商品の仕組み及び特徴

逋減定期保険および逋減定期保険特約の契約締結時、被保険者の健康状態その他が当社の定める基準に適合するときに付加することができます。

お客さまの喫煙歴や健康状態によって、下記の4つの保険料率が適用となります。

優良体・非喫煙者割引特則	料率区分	喫煙歴*1	健康状態*2
付加した場合	非喫煙者優良体保険料率	無	該当
	非喫煙者標準体保険料率	無	非該当
	喫煙者優良体保険料率	有	該当
付加しない場合	—	有	非該当

*1 喫煙歴に関する基準につきましては、以下の2つの基準両方に適合していることが必要になります。

- ①過去1年以内に、喫煙もしくはタバコ商品の使用がないこと。
- ②唾液検査の結果が陰性であること。

*2 健康状態に関する基準につきましては、以下の4つの基準すべてに適合していることが必要になります。

- ①今までの健康状態が当社所定の引受基準を満たしていること。
- ②血圧値が当社所定の範囲内であること。
- ③ボディ・マス・インデックス（BMI）の値（実測値）が当社所定の範囲内であること。
BMI＝体重（kg）÷{身長（m）}²
- ④尿検査の結果が当社所定の基準を満たしていること。

2. 保険料例

(1) 通減定期保険

契約年齢：30歳男性、保険期間：30年満了、初年度保険金額：3,000万円、個別扱月払保険料の場合

商品区分	料率区分	I型	II型
新商品	非喫煙者優良体保険料率	2,730円(75%)	3,990円(75%)
	非喫煙者標準体保険料率	3,030円(83%)	4,440円(84%)
現行商品	非喫煙者保険料率	3,660円(—)	5,310円(—)
新商品	喫煙者優良体保険料率	3,360円(77%)	4,890円(77%)
	特則を付加しない場合	3,720円(85%)	5,490円(86%)
現行商品	一般保険料率	4,380円(—)	6,390円(—)

※()内は、現行商品を100%とした場合の割合

● I型

ご契約時の保険金額の20%になるまで保険金額は通減し、その後は20%のまま保険期間満了時まで推移します。

● II型

保険期間の20%を経過後、保険金額は通減します。最終保険年度の保険金額は、ご契約時の保険金額の30%となります。

※保険料は年齢、性別により異なります。

(2) 通減定期保険特約

契約年齢：30歳男性、保険期間：30年満了、初年度保険金額：3,000万円、個別扱月払保険料の場合

商品区分	料率区分	I型	II型
新商品	非喫煙者優良体保険料率	2,370円(72%)	3,660円(73%)
	非喫煙者標準体保険料率	2,670円(81%)	4,080円(82%)
現行商品	非喫煙者保険料率	3,300円(—)	4,980円(—)
新商品	喫煙者優良体保険料率	3,000円(75%)	4,530円(75%)
	特則を付加しない場合	3,390円(84%)	5,160円(86%)
現行商品	一般保険料率	4,020円(—)	6,030円(—)

※()内は、現行商品を100%とした場合の割合

● I型

ご契約時の保険金額の20%になるまで保険金額は通減し、その後は20%のまま特約の保険期間満了時まで推移します。

● II型

特約の保険期間の20%を経過後、保険金額は通減します。最終保険年度の保険金額は、ご契約時の保険金額の30%となります。

※保険料は年齢、性別により異なります。

以上